

3 自動車公害の概況

市内における自動車公害の現況については、図1-1に示す船場（国道2号東行）及び飾磨（県道姫路港線）の固定局並びに移動局8箇所（約30日間）で、自動車排出ガス及び騒音の常時監視により把握に努めている。

自動車排出ガスの市内平均濃度の推移は、図3-1に示すとおりである。

また、令和4年度の測定結果の項目別概要は、以下のとおりである。

(1) 二酸化窒素（表3-1、3-2）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.010ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

令和4年度の移動局8箇所の期間平均値は0.005～0.013ppmであった。移動局は、測定期間が1箇所につき約30日のため、年間を通じた評価を行えないが、測定期間内では、環境基準以下になっている。

(2) 一酸化炭素（表3-3、3-4）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.2ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

(3) 浮遊粒子状物質（表3-5、3-6）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.015mg/m³であった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

令和4年度の移動局8箇所の期間平均値は0.009～0.018mg/m³であった。移動局8箇所は、短期的評価で環境基準に適合している。

(4) 微小粒子状物質（表3-7、3-8）

令和4年度の固定局2局の平均値は9.9μg/m³であった。2局とも環境基準に適合している。

(5) 自動車騒音（表3-9）

令和4年度の騒音測定結果は、固定局2局、移動局8箇所とも昼間・夜間の両時間帯で環境基準及び要請限度に適合している。

表 3-1 二酸化窒素濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

測定局		項目	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppm を超えた 日数（※）
					日	%	日	%		
固定局	船場局		0.046	0.027	0	0.0	0	0.0	0.019	0
	飾磨局		0.053	0.031	0	0.0	0	0.0	0.022	0
移動局	東郷公園		0.036	0.017	0	0.0	0	0.0	—	—
	四郷		0.030	0.021	0	0.0	0	0.0	—	—
	御国野		0.025	0.015	0	0.0	0	0.0	—	—
	別所		0.027	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	夢前台第五公園		0.021	0.009	0	0.0	0	0.0	—	—
	網干消防署		0.022	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	飾磨消防署白浜分署		0.045	0.023	0	0.0	0	0.0	—	—
	神屋公園		0.046	0.026	0	0.0	0	0.0	—	—

※ 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 3-2 二酸化窒素濃度の年（期間）平均値推移（単位：ppm）

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
			固定局	船場局	0.010	0.009	0.009
固定局	飾磨局		0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	市内平均		0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
	移動局	東郷公園	0.012	0.011	0.007	0.009	0.009
移動局	四郷		0.011	0.011	0.007	0.010	0.009
	御国野		0.012	0.010	0.011	0.011	0.009
	別所		0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
	夢前台第五公園		0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
	網干消防署		0.012	0.011	—	0.007	0.005
	飾磨消防署白浜分署		—	—	—	0.012	0.013
	神屋公園		0.013	0.013	0.007	0.010	0.012

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-3 一酸化炭素濃度の環境基準適合状況 (令和 4 年度)

項目		8時間値が 20 ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10 ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値 (※1)	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを超 えた日数 (※2)
		日	%	日	%					
固定局	船場局	0	0.0	0	0.0	1.2	0.6	0.5	○	0
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	0.4	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 3-4 一酸化炭素濃度の年平均値推移

(単位: ppm)

測定局		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
固定局	船場局	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	飾磨局	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	市内平均	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

表3-5 浮遊粒子状物質の環境基準適合状況（令和4年度）

測定局		項目		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 mg/m ³	日平均値の最高値 mg/m ³	日平均値の2%除外値 (※1) mg/m ³	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 有×・無○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(※2) 日
		時間	%	日	%	日	%					
固定局	船場局	0	0.0	0	0.0	0.067	0.053	0.032	○	0		
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	0.073	0.038	0.032	○	0		
移動局	東郷公園	0	0.0	0	0.0	0.053	0.025	—	○	—		
	四郷	0	0.0	0	0.0	0.048	0.025	—	○	—		
	御国野	0	0.0	0	0.0	0.117	0.026	—	○	—		
	別所	0	0.0	0	0.0	0.061	0.028	—	○	—		
	夢前台第五公園	0	0.0	0	0.0	0.042	0.020	—	○	—		
	網干消防署	0	0.0	0	0.0	0.041	0.014	—	○	—		
	飾磨消防署白浜分署	0	0.0	0	0.0	0.048	0.023	—	○	—		
神屋公園	0	0.0	0	0.0	0.055	0.028	—	○	—			

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.10 mg/m³を超えた日数である。

ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表3-6 浮遊粒子状物質濃度の年（期間）平均値推移（単位：mg/m³）

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
固定局	船場局		0.017	0.015	0.016	0.015	0.015
	飾磨局		0.017	0.016	0.015	0.014	0.015
	市内平均		0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
移動局	東郷公園		0.020	0.016	0.016	0.015	0.015
	四郷		0.017	0.018	0.015	0.015	0.016
	御国野		0.027	0.018	0.016	0.016	0.018
	別所		0.015	0.019	0.023	0.015	0.016
	夢前台第五公園		0.012	0.012	0.009	0.012	0.011
	網干消防署		0.013	0.011	—	0.009	0.009
	飾磨消防署白浜分署		—	—	—	0.010	0.012
神屋公園		0.014	0.011	0.011	0.010	0.011	

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-7 微小粒子状物質の環境基準適合状況（令和4年度）

項目		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(※)
		日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	有×・無○	日
測定局	船場局	0	0	52.0	30.7	21.4	○	0
	飾磨局	0	0	57.0	37.2	25.1	○	0

※ 「環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

表 3-8 微小粒子状物質の年平均値推移 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
固定局	船場局		13.0	11.5	12.3	8.7	9.2
	飾磨局		12.3	11.4	11.1	10.4	10.6
	市内平均		12.7	11.5	11.7	9.6	9.9

図 3-1 自動車排出ガス（年平均値）の推移

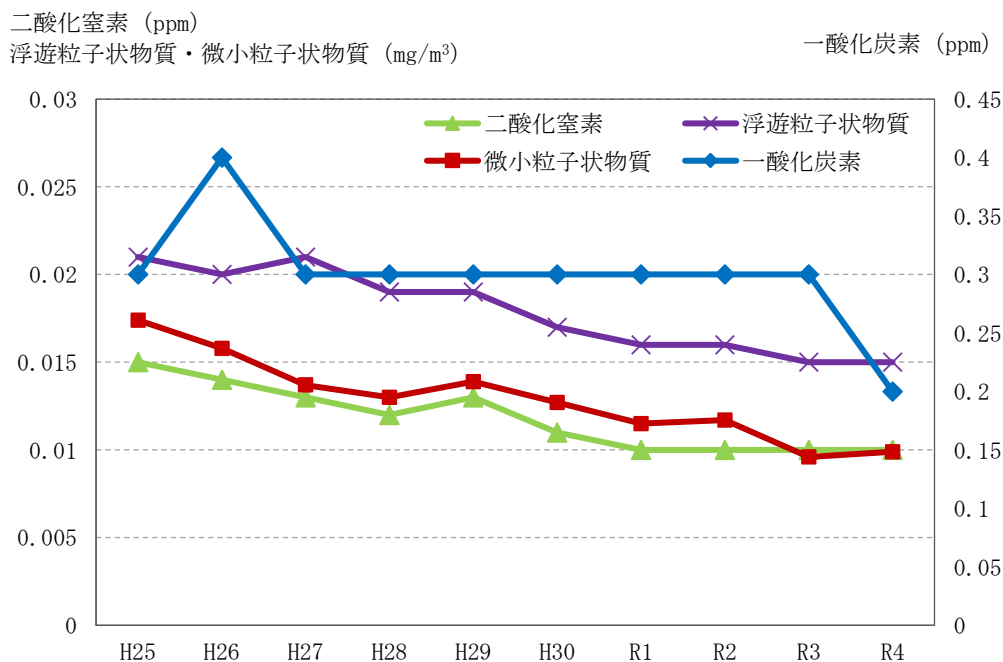


表 3-9 自動車騒音測定結果（令和 4 年度）

（単位：dB）

調査地点		路線名	車線数	昼間（6～22時）			夜間（22～6時）		
				要請限度	環境基準	測定値	要請限度	環境基準	測定値
固定局	船場	国道 2 号	4	75 ○	70 ○	65	70 ○	65 ○	61
	飾磨	主要地方道姫路港線	4	75 ○	70 ○	61	70 ○	65 ○	56
移動局	東郷公園	国道 3 1 2 号	4	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	63
	四郷	国道 3 1 2 号	2	75 ○	70 ○	68	70 ○	65 ○	64
	御国野	国道 2 号 国道 3 1 2 号	3	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	64
	別所	国道 2 号	2	75 ○	70 ○	66	70 ○	65 ○	61
	夢前台第五公園	県道姫路新宮線	2	75 ○	70 ○	64	70 ○	65 ○	58
	網干消防署	国道 2 5 0 号	2	75 ○	70 ○	69	70 ○	65 ○	64
	飾磨消防署白浜分署	国道 2 5 0 号	4	75 ○	70 ○	65	70 ○	65 ○	58
	神屋公園	県道姫路停車場線	2	75 ○	70 ○	61	70 ○	65 ○	54